

様式第2号（第3条関係）

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	重要文化財の所在を変更して行う公開の停止又は中止の命令	
根 拠 法 令 名	文化財保護法	(条項) 第51条の2において準用する第51条第5項
基 準 法 令 名		(条項)
所 管 部 署	教育委員会 文化財保護課	
【処分基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が重要文化財の管理に関する教育委員会の必要な指示に従わずにした公開で、当該公開が指定物件の保存に影響を与えると認められるとき。 参考 〔根拠法令〕 （所有者等による公開） 第51条の2 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第34条の規定による届出があった場合には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。 （所有者等による公開） 第51条 5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。